

国土強靭化地域計画策定ガイドライン(案)

レジリエント
「強靭な地域」をつくるために

2014年5月14日
内閣官房国土強靭化推進室

目 次

	(頁)
はじめに	2
I 國土強靭化とは	5
1. 4つの基本目標	
2. 防災との違い	
3. 基本的な進め方	
4. ハード対策とソフト対策の組み合わせ	
5. 民間、住民とともに主体的に行う取組	
II 國土強靭化地域計画（地域強靭化計画）とは	10
1. 地域強靭化計画の位置付け	
2. 基本計画との関係	
3. 地域強靭化計画において定める内容	
4. 他の計画との関係	
5. 地方公共団体の地域強靭化計画間の調和について	
6. 策定主体	
7. スコープ	
8. 地域強靭化を計画的に推進する3つの主なメリット	
9. 地域強靭化計画策定のスタンス	
III 策定手順とそれぞれの策定手法	22
1. 策定体制の構築	
2. 基本的な進め方	
[STEP1] 地域を強靭化する上での目標の明確化	
[STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靭化施策分野の設定	
[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討	
[STEP4] リスクへの対応方策の検討	
[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け	
IV 計画の進捗管理と不断の見直し	36
1. 計画の進捗管理	
2. 計画の不断の見直し	
V 国への相談等	40
(別紙1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 國土強靭化基本法 一抜粋一	41
(別紙2) 基本計画における「國土強靭化を推進する上での基本的な方針」、	

「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」	45
(別紙3) プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	48
(別紙4) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局一覧	49
(別紙5) 国土強靭化推進に関する国の取組等	50

はじめに

○このガイドラインは、地方公共団体において、「**地域強靭化計画**」（正式名称は、国土強靭化地域計画ですが、本ガイドラインではこのように呼称します。）の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたものです。

○地域強靭化計画とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「**強靭な地域**」をつくりあげるための計画です。そしてそれは、強靭化に関する事項については、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに「**上位**」に位置付けられるものです。

○地域強靭化計画を策定し、その中で、強靭化についての各種事業の重点化・優先順位付けを「対外的」に明らかにすれば、それを通して（**外部からの協力等も得られやすくなり**）、より効果的かつ円滑にそれらの諸事業を進めていくことができるようになる、という大きなメリットがあります。そして何より、地域が強靭化されれば、地域住民の生命と財産が守られるとともに、地域の持続的な成長が促されていく、というのが、地方公共団体にとって最大のメリットです。

○本ガイドラインは、以下に述べる経緯の下で国が進めている「国土強靭化」の取組と同様のものを、それぞれの地域で独自に進めていただくことを想起して書かれたものです。

○是非、このガイドラインに基づいて、「強くしなやかな地域」を目指した取組を始めてください。

（本ガイドライン策定の経緯）

※平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）（基本法の抜粋について別紙 1 を参照。）が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

※国においては、基本法に基づき、国土の強靭化に関する関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を本年5月に策定（平成26年〇月〇日閣議決定）するとともに、当該基本計画に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である「プログラム」の推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどをとりまとめ、「国土強靭化アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）として同時に策定（「国土強靭化アクションプラン2014」につき平成26年〇月〇日国土強靭化推進本部決定）いたしました。これらの策定により、今後、基本計画に基づく他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靭な国づくりを進めしていくこととしています。（今後、適宜時点修正）

※一方、国土強靭化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、すみやかに地方公共団体において地域強靭化計画が策定され、国と地方が一体となって強靭化の取組を推進していくことが重要となります。

※このため、地方公共団体における地域強靭化計画の策定が円滑に図られるよう、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」及び同懇談会の「地域計画策定ガイドライン検討ワーキンググループ」における意見を踏まえつつ、地域強靭化計画の策定に関する指針として、本ガイドラインをとりまとめました。

※今後、地方公共団体において、本ガイドラインを活用してそれぞれの地域特性も踏まえて地域強靭化計画の策定が推進されることを期待しています。また、国においては、地域強靭化計画策定に向けて地方公共団体への支援を行いつつ地域強靭化計画の事例の周知やその蓄積等を図り、必要に応じて適時、本ガイドラインを改訂することとしています。

※以下、文中の基本計画及びアクションプランに関する記述は
未策定のため仮の記述

I 國土強靭化とは

1. 4つの基本目標

○国土強靭化は、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な國土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

2. 防災との違い

○「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。

○一方、国土強靭化は、リスクごとの対処をまとめものではありません。それは、
1) あらゆるリスクを見据えつつ、2) どんな事が起こうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

※そのためにも、まず第一に、あらゆる災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにします（災害の規模・態様にかかわらず起きてはならない最悪の事態を出発点とし、当該最悪の事態をもたらさないために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチも防災との違いの一つです。）。その際にはもちろん、上記の基本目標に掲げた人命の保護や重要な機能に着目します。そして、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくり（つまり、強靱化）を平時から持続的に展開していくこうとするものです。そしてこうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画なのです。

※すなわち、国土強靭化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靭化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や地域住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。

〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害がもたらされてきました。

1923年の関東大震災は、M7.9の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての大災害であり、広い範囲で被害が発生し、また、大規模火災が発生し、死者の約9割が火災で亡くなりました。

1959年の伊勢湾台風(台風15号)は、台風災害としては明治以降最多の死者・行方不明者数5,098名に及ぶ被害が生じました。

1995年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大の遡上高が40mを越える大津波となり、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありました。完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の奇跡」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

このような想定外とも言える大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実に目をつぶすことなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。



関東大震災での火災
(写真提供：国立科学博物館)



伊勢湾台風の被害状況
(写真提供：愛知県)



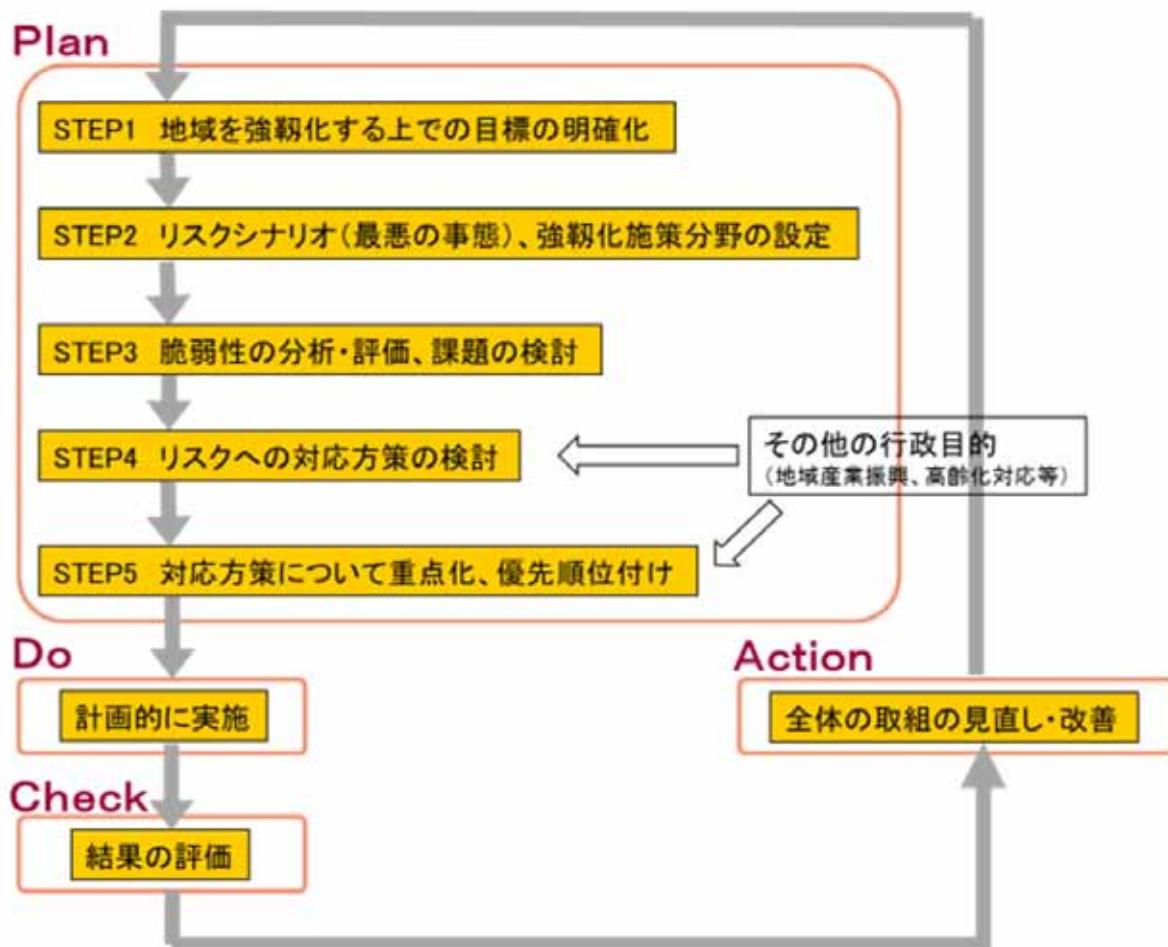
阪神高速道路の高架橋の倒壊
(写真提供：神戸市)



消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動
(写真提供：仙台市)

3. 基本的な進め方

○「国土の強靭化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、以下の P D C A サイクルを繰り返して、取組を推進します。



○国土強靭化の取組は、上記 STEP2～STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる点に特徴があります。

○なお、国土強靭化の取組を推進するに当たっては、災害時等だけでなく、平時においても利活用等が図られ、地域住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生・環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意することが必要です。

4. ハード対策とソフト対策の組み合わせ

- 国土強靭化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「**ハード対策**」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「**ソフト対策**」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせて効果的に施策を推進するものです。
- 例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「**ソフト対策**」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「**ハード対策**」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせた全体の施策のパッケージを定め、計画的に施策を推進していくことが重要となります。**

〔参考〕水害・津波対策の例

ソフト施策

- ハザードマップの作成
・活用
- 避難訓練の実施



ハード施策

- 河川・海岸堤防の整備
- 迅速かつ円滑な避難のための避難施設、避難路等の整備



適切な組合せ

5. 民間、住民とともに主体的に行う取組

- 大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを実現するためには、中央政府のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

- そして、**国民一人一人が**、人任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動することが取組の基礎となります。**
- このため、行政は国土強靭化が国民に正しく理解され、民間事業者や国民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、**行政・事業者・国民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靭化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要です。**

II 國土強靭化地域計画（地域強靭化計画）とは

1. 地域強靭化計画の位置付け

（地域強靭化計画の性格）

- 地域強靭化計画は、**國土強靭化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。
- すなわち、地域強靭化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、國土強靭化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化し、國土強靭化を推進していくものです。

（基本法第十三条（國土強靭化地域計画））

都道府県又は市町村は、國土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における國土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「國土強靭化地域計画」という。）を、國土強靭化地域計画以外の國土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

〔参考〕國土強靭化に関する計画の体系

國土強靭化基本計画及び國土強靭化地域計画の関係（第10条ほか）

○國土強靭化基本計画

※國土強靭化に係る國の他の計画等の指針となるべきものとして、國土強靭化基本計画を定めなければならない。
（＝アンブレラ計画）

[政府が作成]

指針となる

国の他の計画 (國土強靭化基本計画を**基本**とする)

○國土強靭化地域計画

※ 國土強靭化に係る都道府県・県町村の他の計画等の指針となるべきものとして、國土強靭化地域計画を定めることができる。
（＝アンブレラ計画）

[都道府県・市町村が作成]

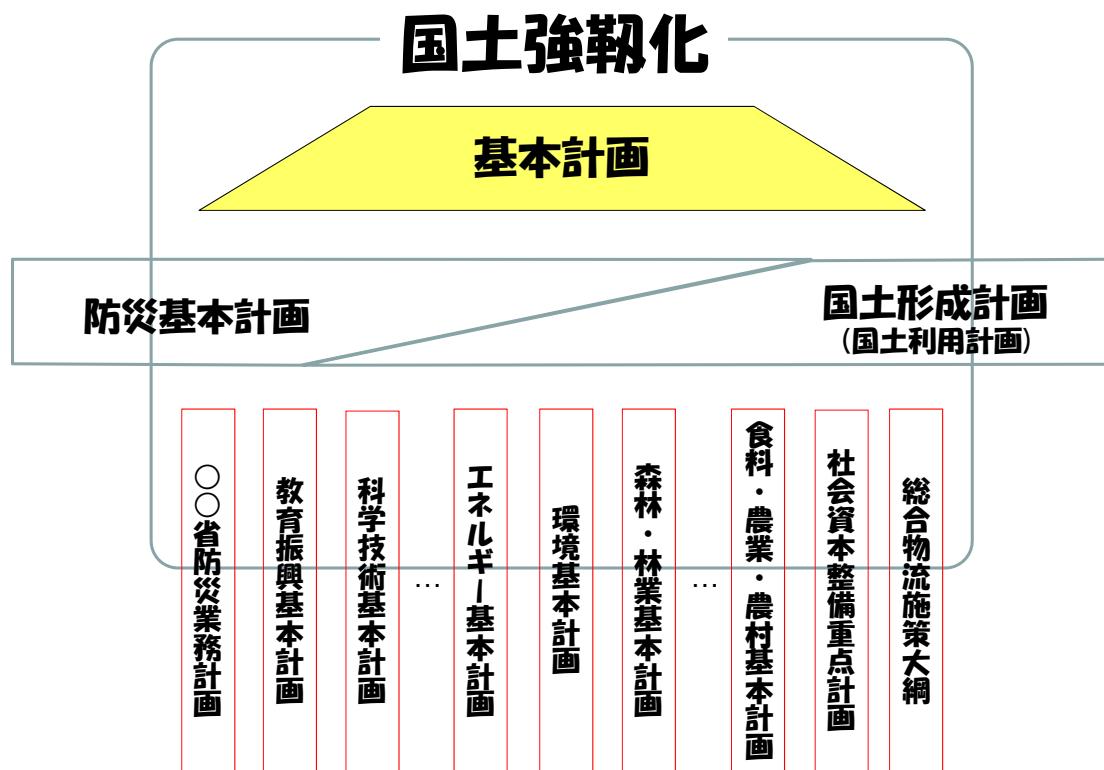
指針となる

都道府県・市町村の他の計画

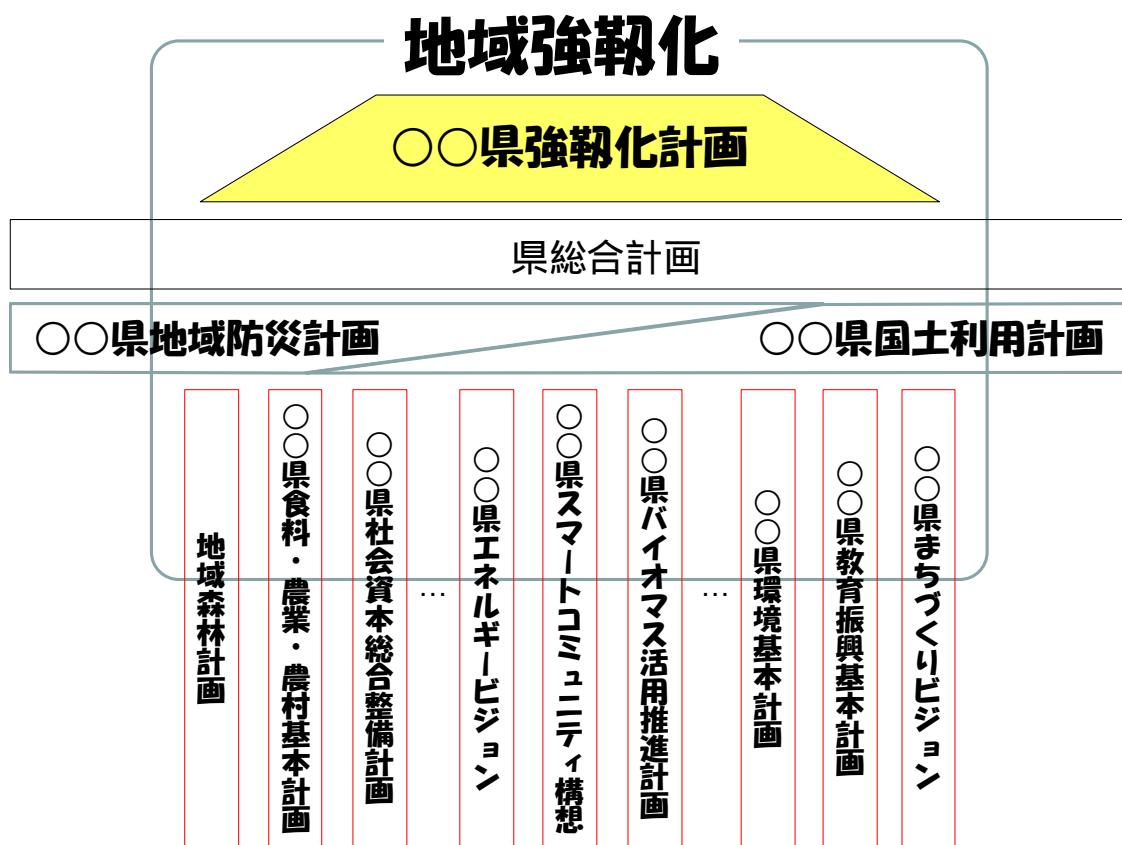
国による施策の実施
※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する**必要な勧告**

都道府県・市町村による施策の実施

〔参考〕基本計画のアンブレラのイメージ



〔参考〕地域強靭化計画のアンブレラのイメージ



(策定の必要性)

○国土強靭化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠です。**

○また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靭化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、**地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○加えて、基本法及び基本計画においては、

①地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する（基本法第四条）

②国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）

③国土の強靭化に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進する（基本計画第1章 国土強靭化の基本的考え方）

ことが規定されており、**地方公共団体は国土の強靭化を推進する責務を有しています。**

○これらを踏まえると、地域強靭化計画が、**すべての都道府県においてすみやかに策定され、また、市町村においてもできる限り多くの団体において策定されることにより、強靭な国づくりを総合的に推進する体制を構築することが望まれます。**

2. 基本計画との関係

(1) 基本計画との調和について

○基本法において、基本計画は、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

- 1) 基本計画の対象とする国土強靭化に関する施策の分野
- 2) 国土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 3) 国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています。（基本法第十条第一項及び第二項）

○そして、基本法においては、地域強靭化計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされています。（基本法第十四条）

○地域強靭化計画の策定にあたっては、特に、基本計画における

① 「基本目標」

- ・いかなる災害等が発生しようとも、
 - 1) 人命の保護が最大限図られること
 - 2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - 3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4) 迅速な復旧復興
- を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

② 「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」（別紙2を参照。）

について、調和を保つよう留意することとします。

(2) 国と地方公共団体の役割分担

○国においては、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりについて、

- ・国家機能に直結する、あるいは広域的な対応が必要であるといった国の役割の大きさ
- ・事態が回避されなかった場合の影響の大きさと緊急度

等の観点から、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である「プログラム」単位で施策の重点化を図り、基本計画を策定しています。

- 一方、**地方公共団体においては**、基本計画との調和を保つつつ、それぞれの**地域が直面する様々な大規模災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ**、施策について、必要に応じて個別の事業についても、**重点化・優先順位付けしながら、地域強靭化計画を策定することになります**。

3. 地域強靭化計画において定める内容

- 基本法においては、地域強靭化計画で定める事項について具体的に定められてはいません。
- しかしながら、2の(1)で述べたように、基本計画については、基本法第十条第二項において、対象となる施策の分野、国土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされ、同法第十四条において、地域強靭化計画は、このような事項を内容に含む基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされています。
- そこで、基本計画との調和が保たれるべき地域強靭化計画においては、地域における国土強靭化を推進する上で対象とする施策の分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられますが、**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域強靭化計画にいかなる事項をどの程度定めるのかにつき**、例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても定めるなど、**地域の特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要です**。

4. 他の計画との関係

(1) 地域防災計画との関係

- 地域強靭化計画は**、国土強靭化の観点から、地方公共団体における地域強靭化計画以外の各種計画等の指針となるものであり、国土強靭化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画の上位計画**となります。従って、地域強靭化計画の

策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域強靭化計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

①検討のアプローチ

- ・国土利用や経済社会システムの強靭性に着目し、地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討する

②対象とするフェーズ

- ・発災前における（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

③脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ・目標を明確化し、主たるリスクと強靭化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである。

④重点化と進捗管理

- ・施策の重点化・優先順位付けを（さらに必要と判断すれば、個別の事業の重点化・優先順位付けをも）行い、進捗管理を適切に実施する

○地域強靭化計画の策定にあたっては、既存の地域防災計画において、上記の指針としての性格を有している場合や、脆弱性の評価に基づくものである場合等、地域防災計画の活用が可能な場合には、必要に応じて、活用して下さい。

○また、防災基本計画においては、地方公共団体に対して業務継続計画の策定を求めており、これは、国土強靭化の観点からも重要な取組です。地域強靭化計画の策定に当たっては、業務継続計画が作成されている場合には、該当する部分を引用して地域強靭化計画に位置付けるなど、必要に応じて業務継続計画を活用して下さい。

(2) 総合計画等との関係

○地域強靭化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、都道府県・市町村において、**行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靭化計画を策定**していく必要があります。

○その上で、地域強靭化計画のアンブレラ計画としての性格から、策定後においては、地域強靭化計画を指針として、既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

(3) インフラ長寿命化基本計画及び行動計画との関係

○老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25.11.29 決定）に基づき、地方公共団体は「行動計画」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。

○国土強靭化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域強靭化計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域強靭化計画（脆弱性の評価を含む）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して進めることにより、効率性・合理性が確保される場合があり、留意が必要です。**

（参考）国の基本計画における取扱い

- ・国の基本計画においては、国土の強靭性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標を前提に、45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12の個別施策分野ごと、3の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- ・この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

5. 地方公共団体の地域強靭化計画間の調和について

- 基本法においては、都道府県の地域強靭化計画間、及び都道府県の地域強靭化計画と当該都道府県の区域内にある市町村の地域強靭化計画との間における調和の規定が設けられていません。
- しかしながら、上記の地域強靭化計画が調和なく相互に矛盾した計画内容をもつて併存することは、我が国の国土の強靭化に向けた施策を推進する上で好ましいことではありません。
- 基本法第六条の趣旨も踏まえ、**都道府県間及び都道府県と当該都道府県区域内の市町村の間において十分な連携を図りながら、基本計画と地域強靭化計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靭化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意**する必要があります。

〔 基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）
　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靭化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 〕

6. 策定主体

- 地域強靭化計画は、**都道府県又は市町村が主体となり策定**します。（基本法第十三条）※市町村には、東京特別区も含む
- 南海トラフ巨大地震のように、非常に広範囲に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域強靭化計画の検討に反映する等、**國の地方支分部局と相談、連携等を行いながら、関係する地方公共団体と調和を図ることが有用です。**
- 地域の状況等を踏まえ、複数の市町村または、一の都道府県と複数の市町村が共同で地域強靭化計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することも有効な取組です。

○また、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村と協働して地域強靭化計画の内容を検討するなど、市町村の地域強靭化計画の策定を支援することも考えられます。

7. スコープ

(1) 対象とする区域

○地域強靭化計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域強靭化計画の対象とする区域は当該地方公共団体の区域**となります。

○一方、地方公共団体が当該地方公共団体の区域の強靭化を図る上で、例えば以下のようなケースでは、**その手段として、当該地方公共団体の区域外の事象を視野に入れて地域強靭化計画を策定することがあり得ると**考えられます。

ケース 1 策定主体の行政機能について、当該策定主体以外の区域にそのバックアップを設ける

ケース 2 策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要のあるインフラの整備を推進する

ケース 3 策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学人口の安全対策等に関する対策を行う

○このように策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域だけでは十分に対応しきれないケースにおいては、策定主体の地方公共団体は、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域強靭化計画を策定する必要があります。**

(2) 対象とする取組

○地域の強靭化は、当該地域の地方公共団体のみの努力によって成し得るものではありません。

○地域強靭化計画においては、策定主体の地方公共団体自らが担う取組だけでなく、当該地域の強靭化にとって必要となる、**住民、経済団体、民間事業者、区域内の地方公共団体、国等の関係者による取組についても取り入れる必要があります。**

8. 地域強靭化を計画的に推進する3つの主なメリット

○地域強靭化計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靭化を推進することには、主に、以下に述べる3つのメリットがあります。

メリット1 地域防災計画は、リスクを特定し、それに対する予防、応急、復旧等の各段階の対策をまとめたのですが、発災前における（＝平時の）施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域強靭化計画の策定及び当該計画に基づく取組を通して地域が強靭化されれば、**どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます。**

メリット2 地域強靭化計画を策定し、地域の強靭化のために求められる施策の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靭化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗**することが期待できます。

内閣官房国土強靭化推進室においては、各地域において地域強靭化計画に基づく施策が計画的・効果的に推進され、P D C Aサイクルを通じた取組の見直しが適切に行われるよう、**常にフォローアップを行い、関係府省庁の協力を得つつ、必要な支援を行ってまいります。**

メリット3 地域の強靭化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**をも促すものです。さらに、地域強靭化計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、**当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。**

(参考) 地域強靭化計画の策定により地域が効率的・効果的に強靭化される主な理由

(1) 脆弱性を知ることができます。

- 地域強靭化計画の策定にあたっては、地域が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえた脆弱性の評価（いわば「健康診断」）を行うこととなります。
- これにより、リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているのか、地域における脆弱性を改めて検討し、地域強靭化計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とが明らかになり、地域の強靭化を推進すべき主体の間で危機感を共有することができます。

(2) 重点化・優先順位付けを明らかにするからです。

- 限られた資源の中で、地域の強靭化を効果的に展開するためには、強靭化に係る施策についての重点化・優先順位付けを行うことが不可欠です。
- I の 3 でも述べたように、地域強靭化計画においては、その**策定過程を通じて**、リスクを踏まえた強靭化策について、脆弱性評価の結果に基づき、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、より客観的な形で、限られた資源を前提とした重点化・優先順位付けを検討し、明らかにすることとなります。
- なお、重点化・優先順位付けされた**強靭化施策を円滑に進める**ためには、当該**重点化・優先順位付け**それ自体について対外的に説明責任（アカウンタビリティ）を果たし、地域住民等の理解が得られるよう努めることが肝要です。

(3) 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識することができるからです。

- 地方公共団体のみならず、**地元組織（自治会、商工会議所等）、地域住民、民間事業者等も参画**して計画を策定することにより、それぞれの主体が**自助・共助・公助の適切な役割分担と連携**の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進できます。

9. 地域強靭化計画策定のスタンス

○地域強靭化計画を策定して地域の強靭化を図る上で、**財源を含む限られた資源の中**で、**地域住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、何を優先し、重点化すべきか**という点が非常に重要な要素となります。そのためには、**地方公共団体のトップのリーダーシップの下、客観的なデータ等をも活用した説得力ある説明を議会、関係地方公共団体の長、地域住民に対して行うことが必要になります。**

○また、地域の強靭化を図るには、**行政組織を含むあらゆる機能をゼロ・ベースでダイナミックに見直すという意識**も望まれます。

○さらに、地域強靭化計画の策定に当たっては、**地域における人口の減少や高齢化の進行等を十分に踏まえ、将来的な地域づくりのあり方（将来像）を見据えることが肝要です。**

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築

(1) 地方公共団体内に体制を創る

- 国土強靭化は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりであり、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがることが想定されます。**
- このため、まず、**部局横断的に十分な調整を図りながら取組を推進していくことが重要であることを考慮した上で、地方公共団体内に、強靭化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下、「担当部局」という。）**を決める必要があります。**（強靭化の観点から組織を見直し、担当部局を新設することができれば、より有効です。）
- 次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靭化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局等）を強靭化を担う府内部局として定め、**それが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築します。**
- なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域強靭化計画策定の過程、とりわけリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し、適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靭化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。

（参考）国における体制

- ・国においては、国土強靭化担当の国務大臣を設けるとともに、事務を担う組織として、内閣官房に国土強靭化推進室を設置しました。
- ・また、国土強靭化担当大臣の下に、16 の関係府省庁の局長級を構成員とする「関係府省庁連絡会議」を設け、府省庁が連携して取り組む体制を構築しました。そして基本法制定後には、内閣総理大臣を本部長、国土強靭化担当大臣と国土交通大臣を副本部長、全ての国務大臣を本部員とする「国土強靭化推進本部」が基本法に基づき設けられました。

(2) 強靭化を担う地方公共団体以外の主要な主体との連携・協力

○国土強靭化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靭化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるものです。**

○このため、維持・早期回復が必要な（＝強靭化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、上記(1)の担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、管轄内の自治体、隣接する他の地方公共団体、国 の地方支分部局など、強靭化を推進すべき主要な主体を決めます。**

○地域強靭化計画は、上記の主体が連携して策定する体制を構築することが重要です。

〔※国の基本計画においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域強靭化計画においては、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。〕

(3) 住民の参加と専門家の知見の活用

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、強靭化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、地域住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて、**地域住民の参加を得て検討を進めることが有効**です。

○また、**専門家等の知見を活用することにより、客観性の確保に努めることも重要**です。

○このため、上記(2)の主体や、地域住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが考えられます。

○また、計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

①町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する

②地域住民と行政が合同で現地調査（ワークショップ）を開催し、地域に存在するリスクを抽出する

③住民や自治会等にアンケートを実施する

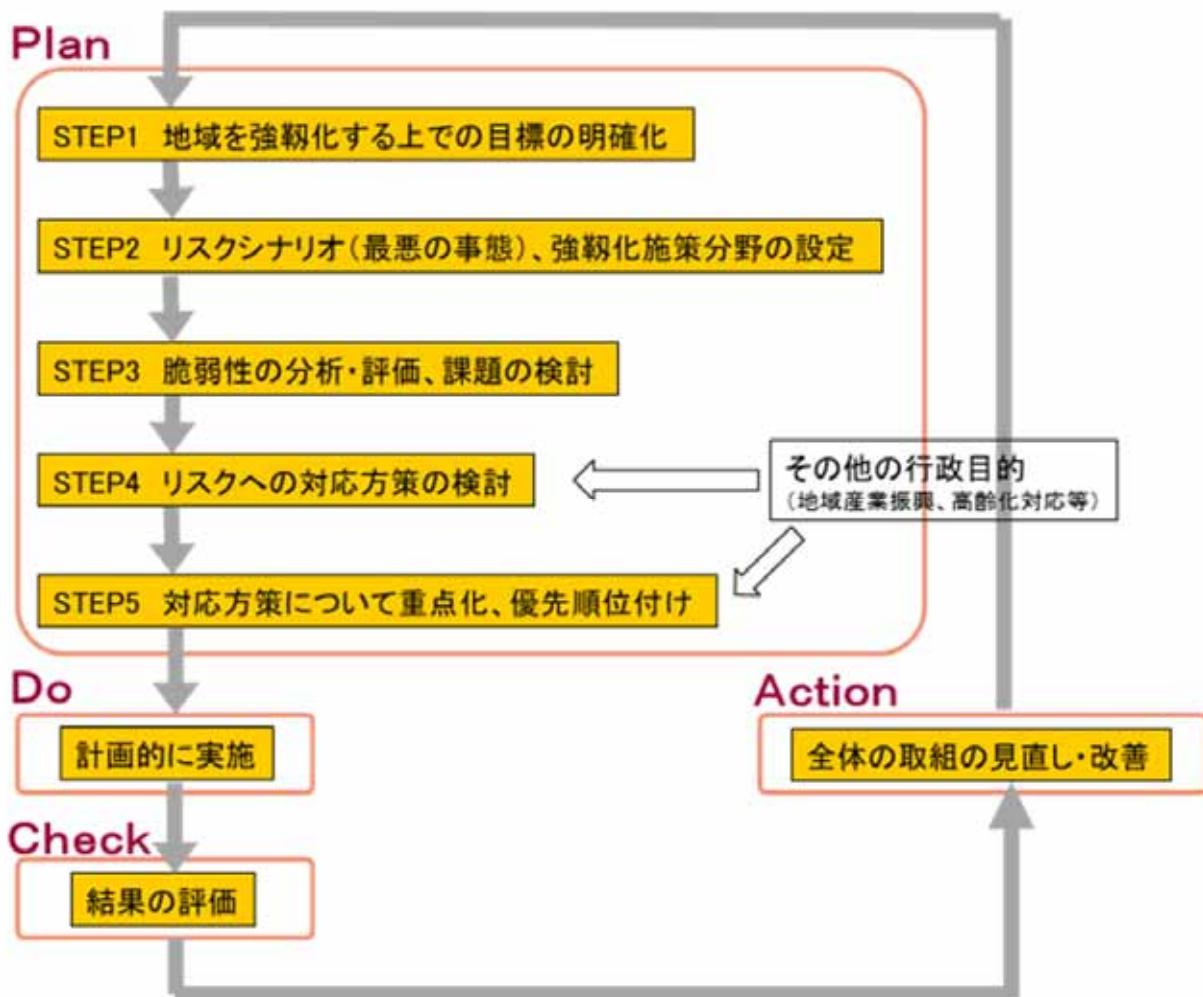
等が考えられます。

(4) 地域強靭化計画に関する手続き

○地域強靭化計画を定める際の手続きに関しては、基本法に規定はありませんが、地域強靭化計画は、当該地域における国土強靭化に関する指針となるものであるため、**域内の関係団体や地域住民への周知が十分に行き渡るよう、議会への報告等により、できる限りオープンにすることが大切です。**

2. 基本的な進め方

○強靭化の施策を総合的・計画的に推進する上での基本的な進め方について、以下の P D C A サイクルを繰り返して、取組を推進します。



(参考) 国における基本的な進め方

○国では、上記の Plan における STEP1～STEP3 のプロセスを経た上で、STEP3 の脆弱性評価の結果に基づき、STEP4において、STEP2 で設定した施策分野ごとの推進方針、及び 45 のリスクシナリオ（最悪の事態）を回避するための施策群（府省庁横断的なプログラム）ごとの推進方針を整理し、基本計画においてとりまとめました。さらに、STEP5において、府省庁横断的なプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、15 の重点化すべきプログラム（別紙3を参照。）を選定しました。

○地域強靭化計画は、上記の STEP1～STEP5 のプロセスを経て定めるものであり、以下、この流れに沿ってステップごとに説明します。

○地方公共団体の区域における強靭化を推進するに当たっては、以下で説明する国における基本的な進め方を参考に、それぞれの地方公共団体の状況等を踏まえつつ、地域強靭化計画の策定をはじめ、P D C A サイクルの繰り返しによる取組を推進することが重要です。

[STEP1] 地域を強靭化するまでの目標の明確化

○地方公共団体の区域における強靭化を推進するまでの目標を定めます。

○目標は、原則として、基本計画における

①基本目標

- ・いかなる災害等が発生しようとも、
 - 1) 人命の保護が最大限図られること
 - 2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - 3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4) 迅速な復旧復興

②事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

に即して設定するものとします。

○ただし、基本計画における事前に備えるべき目標すべてを設定する必要は必ずしもなく、地域の実情、自然・社会状況や災害の切迫性等に応じて必要な目標を設定します。

[STEP2] リスクシナリオ(最悪の事態)、強靭化施策分野の設定

○地域強靭化計画においては、それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手法により「リスクシナリオ」を設定していくことが考えられます。

①想定するリスク

- ・**手法1**：基本計画と同様に**大規模自然災害全般に対する評価**を行う。
- ・**手法2**：その地域の特性に応じて**自然災害を特定して評価**を行う。

- 〔例えば、
- ・過去〇年間に発生した中で最大の被害があった〇〇を対象に検討する、
 - ・今後〇年間に発生することが高い確率で想定される〇〇を対象に検討する等

※地域の特性によっては、自然災害以外のリスクを評価の対象に加えることや、まず最も切迫している災害を先行して検討し、その他については追って検討する等、段階的に地域強靭化計画を策定することも考えられます。

②リスクシナリオ（最悪の事態）

- ・基本計画の45の事態を参考にしつつ、**維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク及び地域の特性を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」を設定**する。

- 〔これらの事態については、地方公共団体の区域の特性等を踏まえ、上記45の事態の中で類似性のある複数の事態を統合して事態を設定することや、上記の45の事態とは異なる事態を設定すること等も考えられます。
- ・また、①で想定したリスク及び地域の特性によっては、事態について、可能な範囲で、いつ、どこで、何が起きるかについて具体的に設定することも有効と考えられます。
 - ・地方公共団体において、例えば、レベル2の具体的な地震津波を想定した被害想定やハザードマップのように、これまでに何らかの精緻なリスクシナリ

才を検討済の場合には、これらも活用することにより、一層具体的な事態が想定できます。

○上記の②リスクシナリオ（最悪の事態）の設定は、①で想定したリスクに必ずしも縛られることなく自由な発想と豊かな想像力が重要となります。そしてリスクシナリオ（最悪の事態）に応じて、想定するリスクを見直す、必要があれば一度決めた地方公共団体内外の検討組織の構成メンバーも見直す、STEP1の目標も見直すという柔軟性が必要です。

③施策分野

- ・基本計画の施策分野（12の個別施策分野と3の横断的分野）を参考として、**②で設定したリスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定**する。

・例えば、地方公共団体の規模等によっては、分野を統合（例えば、行政機能分野、住環境分野、保健医療・福祉分野、産業分野、国土保全・交通分野の5分野に整理）すること等も考えられます。

（参考）国におけるこのSTEPでの取組

○基本計画においては、想定するリスク、強靭化施策分野及びリスクシナリオについて、以下のとおりとしました。

①想定するリスク

- ・国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

②リスクシナリオ（最悪の事態）

- ・①で想定した大規模自然災害により引き起こされることが想定され、STEP1の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる45の「起きてはならない最悪の事態」（別紙3を参照。）を設定

③強靭化施策分野

- ・②で設定したリスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策の分野として、以下の12個別施策分野と3横断的分野を設定

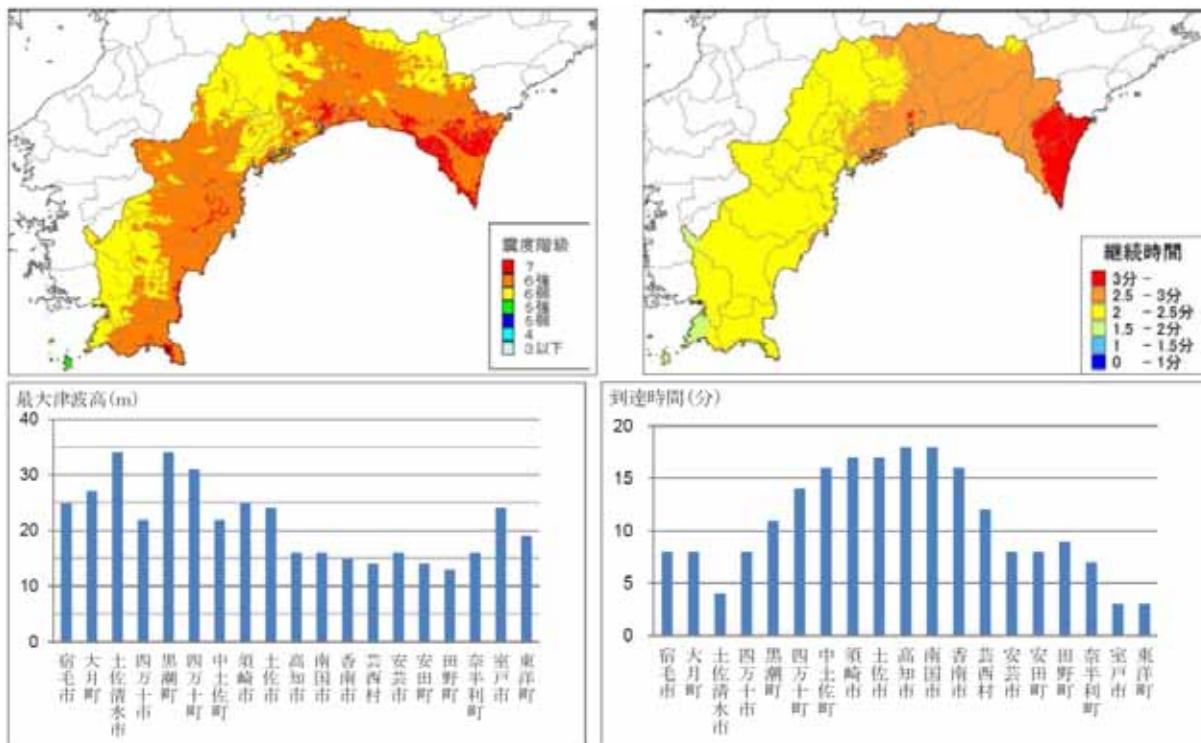
[個別施策分野]

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、
④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、
⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

[横断的分野]

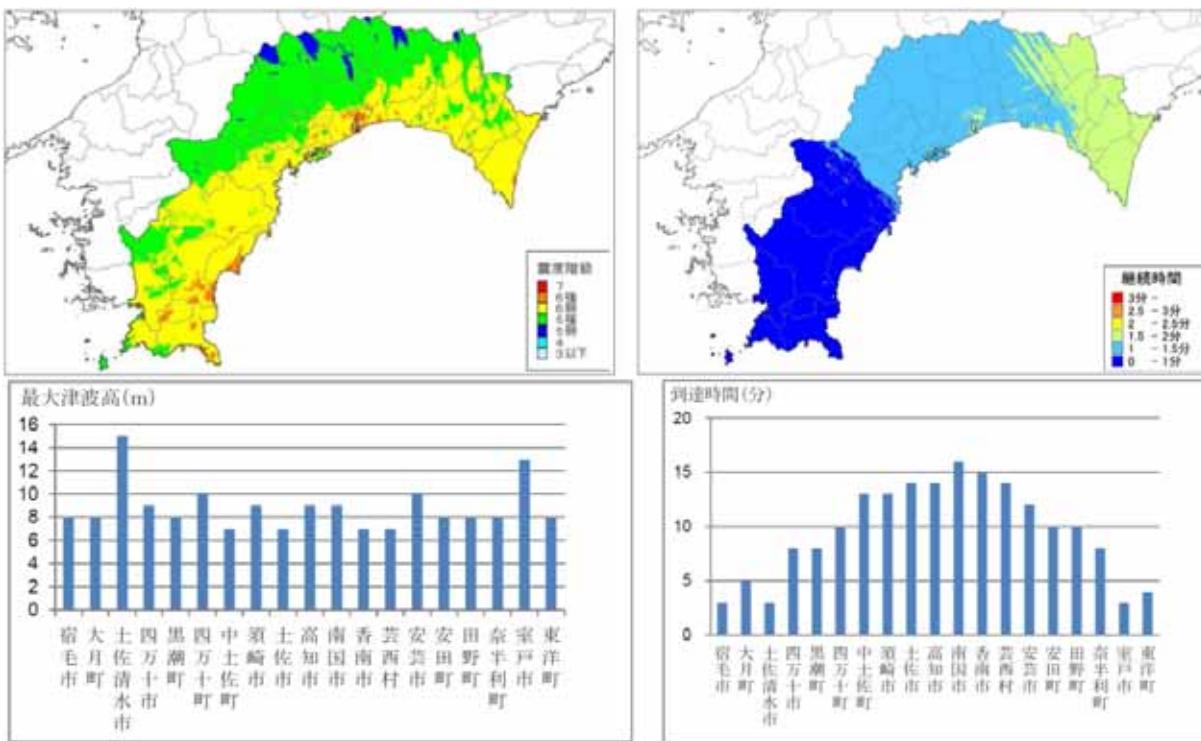
- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発

[参考] 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の被害想定の例



出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

[参考] 発生頻度の高い一定程度の地震・津波の被害想定の例



出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

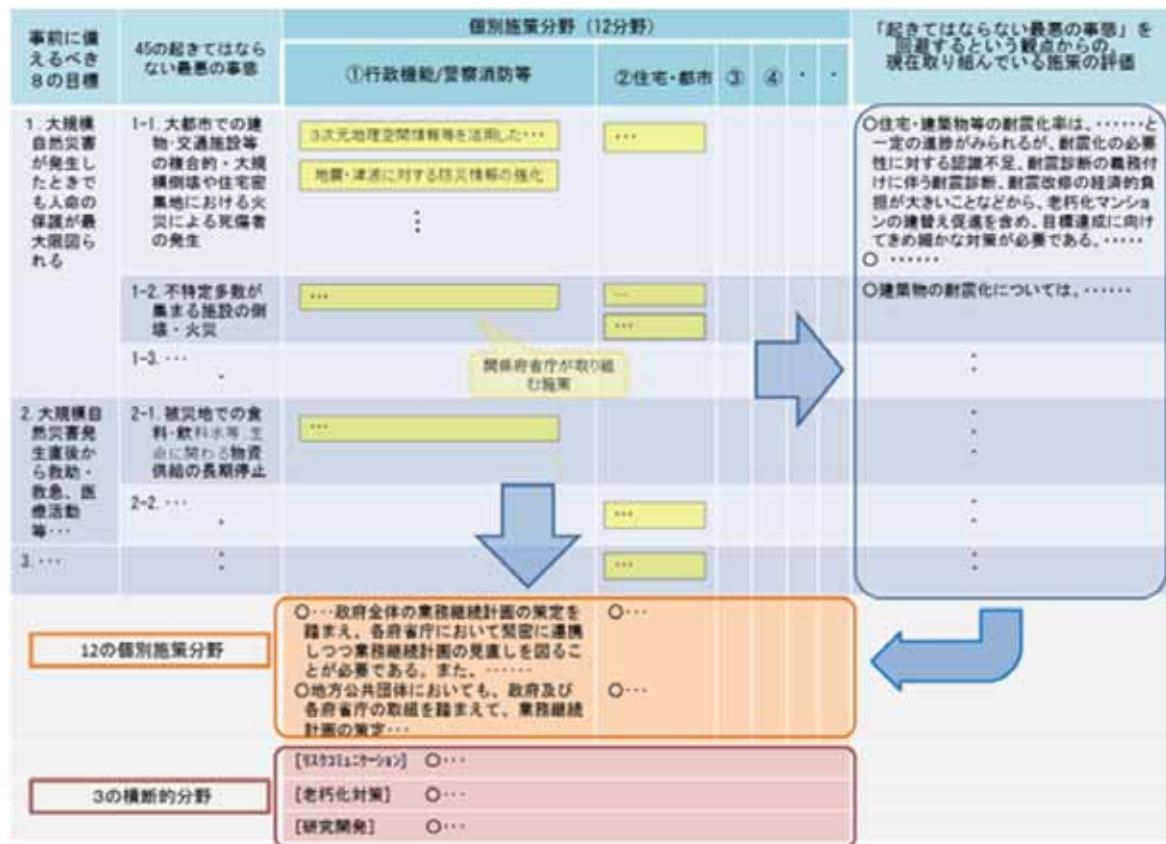
[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 地域強靭化計画においては、地方公共団体における STEP1 の目標設定、STEP2 のリスクシナリオ（最悪の事態）等の設定、に基づき、下記の国の脆弱性の分析・評価方法を参考に分析・評価を行うこととします。
- 脆弱性の分析・評価に当たり、STEP2 で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群であるプログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことと想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施をさまたげるものでもありません。
- 地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（V章を参照。）にご相談下さい。

（参考）国におけるこの STEP での取組

- 基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策群である「プログラム」の現状を整理し、各プログラムの進捗を踏まえつつ、まず、事態ごとに現行のプログラムの脆弱性の分析・評価を行いました。その際、具体的な指標を用い、定量的に分析・評価を実施しました。その上で、施策分野ごとの基本的な指針を基本計画の記載事項としていることを踏まえ（Ⅱの2の(1)を参照。）、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。
- この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の事態、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する枠ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめ、それらの施策の課題を踏まえて、プログラムごと、施策分野ごとに分析・評価を行いました。

[参考] 「マトリクス」による分析・評価イメージ



○より詳細に説明すると、12 の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に、個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、様々な個別施策分野の施策が分野横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることをも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靭化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要があり、そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では3の横断的分野ごとに脆弱性を評価しました。

[STEP4] リスクへの対応方策の検討

- 地域強靭化計画においては、STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき、下記の手法を参考に、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理することとします。
- なお、基本計画においては、計画の指針としての性格を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域強靭化計画では、その指針性を考慮したとしても、どこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**必要に応じ、地域を特定した個別の事業を記載**することも想定されます。
- 上記で整理した取組が、当該地域の強靭化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靭化に資するものである場合は、この旨、記載することとします。
- 推進方針の検討に当たっては、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、強靭化の推進以外の行政目的をも十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります。（この点はSTEP5においても同様です。）
- さらに、推進方針としての整理の過程で、**地域強靭化計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、国をはじめ、後者に係る取組を推進すべき**他の主体との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**です。むしろ、強靭化施策の検討に際し、**国や他の地域との対話を進めるこ**とは、**地域の強靭化をスパイラルアップさせる良い機会**となります。
- 上記で取りまとめるプログラムごとの推進方針は、地方公共団体の部局を横断する施策のパッケージの方向性を示すものであり、推進方針のそれぞれが一つの部局の枠の中で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの推進方針は、分野間に相互依存関係があります。このため、地域強靭化計画を策定する際の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有しながら施策を推進すること等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

(参考) 国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靭化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに指針を検討し、推進方針として整理しました。これが、各府省庁において、国土強靭化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることになります。

[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

○地域強靭化計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮して、策定主体の地方公共団体がプログラム（または施策）の重点化・優先順位付けを行うこと**とします。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域強靭化計画において、事業ごとの推進方針をも盛り込む場合には、個別事業についても、重点化・優先順位付けを行うことが重要です。

○重点化・優先順位付けは、地域の強靭化を推進する上で必要となる地域住民等への説得力ある説明を行う観点からはできる限り客観的に行うことが望ましく、例えば、影響の大きさ、緊急度等について、多様な関係者による会議体等の第三者機関における専門家の意見や住民の意向等を踏まえて定量化（点数化）して検討する手法も考えられます。

(参考) 国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、国土の強靭化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました。

[参考] プログラムごとの目標設定の例

津波が襲来

～強い揺れの後に大きな津波が沿岸部に襲来～

何が起こるか	どう備えるか	県の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに避難行動がとれず逃げ遅れて津波にのみ込まれる。 ○避難路が塞がれたり、避難場所が分からず逃げられない。 ○要配慮者が避難に時間がかかり逃げ切ることができない。 ○陸こうや、揺れで堤防が壊れた箇所からすぐに浸水が始まる。 ○漂流物によって建物等の被害が拡大する。 <p style="color: red; font-style: italic;">さらには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防や排水機場が被災すると長期間浸水する。 ・漂流物が多く発生するとがれきの処理に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まればすぐに避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ①県民への啓発、防災訓練の実施 ②津波避難計画の策定 ③瞬時に情報を伝達するための体制整備
<ul style="list-style-type: none"> ・避難路、避難場所を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ④避難路、避難場所の整備 ⑤避難路、避難場所の安全の確保 	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難を支援する ・要配慮者の事前避難を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥避難行動要支援者の津波避難対策の推進 ⑦要配慮者施設等の高台移転の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・津波を防ぎ避難時間を確保する ・水門、陸こうを事前に閉鎖する 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧堤防の耐震化や防波堤の整備の推進 ⑨陸こうの常時閉鎖や排水機場の耐震化 	
<ul style="list-style-type: none"> ・漂流物の流出を防ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩津波による漂流物対策の推進 	

① 県民への啓発、防災訓練の実施

強い揺れが収まつたら、津波からすぐに逃げる意識を県民の皆様に持っていたい、行動に移せるよう啓発や防災訓練を行います。

- ◆啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」改訂(H25)
- ◆県内一斉避難訓練の実施
- ◆避難意識把握のため県民意識調査を実施
 - ・津波早期避難率 20% (H24) ⇒ 100% (H27)

津波早期避難率 (%) 津波による死者数の軽減 (人)

注目! すぐに避難をすると、津波による被害は大きく減らすことができます!

② 津波避難計画の策定

速やかに避難行動がとれるよう避難計画の策定を支援します。

- ◆沿岸19市町村の津波避難計画の見直し
 - ・計画見直し市町村数 14市町村 ⇒ 19市町村
- ◆地域津波避難計画の策定
 - ・策定期率 85% (431/508計画) (H24) ⇒ 100% (H25)

(津波避難計画の例)

③ 瞬時に情報を伝達するための体制整備

国が進めている地震津波観測システムから得た情報を県内に速やかに伝達するためのシステムを構築します。

- ◆国の地震津波観測システム(DONET II)の整備 (H27)
 - ・DONET IIの情報を県内に伝達するシステムの構築 (H27)
- ◆国によるGPS波浪計の設置
 - ・室戸岬沖 1基 (H25)

(GPS波浪計) (情報伝達システムの構築)

④ 避難路、避難場所の整備

津波避難計画をもとに避難路や避難場所の確保について支援を行います。

- ◆避難路・避難場所の整備
 - ・避難場所 361箇所 (H24) ⇒ 1,437箇所 (H27)
 - ・避難タワー 18箇所 (H24) ⇒ 117箇所 (H27)
 - ・避難ビル指定 178箇所 (H24) ⇒ 300箇所 (H27)

注目! 東日本大震災の教訓を踏まえ最優先で取り組んでいます!

- ◆民間事業者の行う津波避難施設整備への補助

(民間施設の外付け階段整備)

出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

IV 計画の進捗管理と不斷の見直し

1. 計画の進捗管理

○国土強靭化は、強靭な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるとも知れません。従って、長期的な視野をもちつつも、「**次の1年でどこまで成果をあげることができるか**」という**短期的な視点**ももちろん、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことが肝要です。

○進捗管理に当たっては、プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます。

○国においては、以下に示すように、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（P D C Aサイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、アクションプランとしてとりまとめました。**地方公共団体においても、地域強靭化計画を策定しただけで終わらせないよう**にすることが**重要**であり、そのツールとして國のアクションプランに相当する内容を地域強靭化計画の中で、又はアクションプランとして策定することが極めて有効と考えます。

○地方公共団体の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、全国を単位とした数値目標等を、地方公共団体を単位とした場合に集計し直したものだけでなく、地域の特性に応じた地域固有の数値目標等を付加して記載することが考えられます。

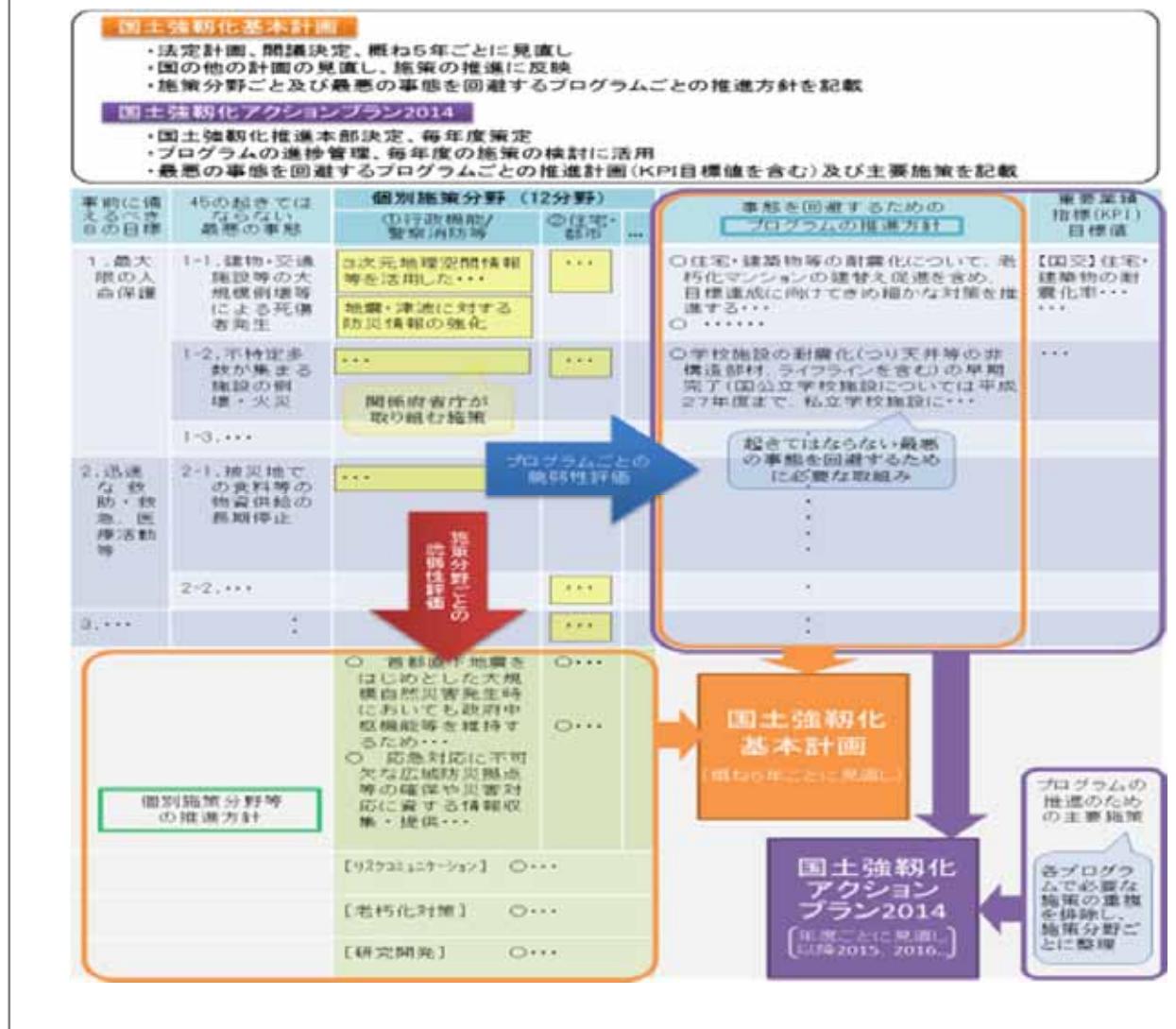
※具体的な数値目標の例

- ・防災拠点となる公共施設等の耐震率
- ・避難所となりうる施設における自家発電設備及び必要な燃料等^{〔※※〕}の配備率
〔※※〕石油製品の備蓄や再生可能エネルギーの活用
- ・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
- ・災害拠点病院における DMAT 保有率
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
- ・ガス導管等ガス設備の耐震化率

(参考) 国における基本計画の進捗管理～アクションプランの策定～

- 基本計画の策定後は、同計画を基本に、国との他の計画について、国土強靭化の観点から見直し等を行い、施策を推進することになりますが、国土強靭化の着実な展開を図るために、毎年度、関係府省庁の施策の進捗を、数値指標を用いて管理することが極めて重要です。
- そこで、国では、当該計画の進捗管理を行い、基本計画に基づく国土強靭化施策の推進の実効性を確保する観点から、基本計画においてとりまとめたプログラムごとの推進方針に、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標の目標値を加えたもの、及びプログラムの推進のための主要施策を中心とする内容とする国土強靭化アクションプランを、基本計画とは別に策定しました。
- このアクションプランを毎年度策定することにより、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理し、起きてはならない最悪の事態に対し常に最適なプログラムとなるような施策の検討・具体化を図ることとしており、極めて重要な役割をもつものと位置付けています。

[参考] 国土強靭化計画の構成要素（イメージ）



2. 計画の不断の見直し

○基本計画では、他の計画の指針という性格上、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととしています。また、基本計画の策定に当たり行った脆弱性評価の手法について改善していくこととしており、より精度の高い脆弱性評価が可能になれば、基本計画を改定することになります。

- 毎年度策定するアクションプランについても、施策やプログラムの進捗状況を把握・評価する指標及び目標の設定も不斷に見直し、アクションプランに反映していく予定です。
- 地域強靭化計画及び国のアクションプランに相当するものについても、同様に、不断の見直しが必要と考えられます。むしろ、不断の見直しを前提に、とにかくまず地域強靭化計画を策定してみる、という発想も重要かもしれません。**

V 国への相談等

- 地域強靭化計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありません。
- しかしながら、地域強靭化計画は基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域強靭化計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域強靭化計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要があります。**
- このため、国においては、以下の相談窓口を設置することとしていますので、地方公共団体においては、**地域強靭化計画の策定にあたり相談等が必要な場合には、以下の窓口にご連絡下さい。**
- また、国においては、全国の地域強靭化計画の情報を収集し、国の施策の検討への反映や、ホームページ等を活用した地方公共団体等への情報提供に活用することが必要となるため、**地方公共団体において地域強靭化計画の策定に着手した場合や地域強靭化計画のとりまとめを了した場合には、以下の内閣官房国土強靭化推進室の相談窓口に連絡をお願いします。**

【国土強靭化に関する相談窓口】

- ①地域強靭化計画の策定等に関する全般的な事項
 - ⇒ 内閣官房国土強靭化推進室 ○○班
 - 住所：東京都千代田区霞が関○○○○○
 - 電話：○○○○○○○○○
- ②地域強靭化計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項
 - ⇒ 各府省庁の支分部局（一覧については別紙4を参照。（未））

- なお、国土強靭化推進に関する国の取組等については、別紙5を参照して下さい。

(別紙1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくり（以下「国土強靭化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靭化基本計画の策定その他国土強靭化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靭化推進本部を設置すること等により、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 國土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを國の計画に定めること等により、行われなければならない。

(國の責務)

第三条 國は、前条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靭化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靭化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靭化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条 國土強靭化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関する施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靭化基本計画)

第十条 政府は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靭化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化基本計画」という。）を、国土強靭化基本計画以外の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靭化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 国土強靭化基本計画の対象とする国土強靭化に関する施策の分野
 - 二 国土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、国土強靭化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靭化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、国土強靭化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靭化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靭化基本計画の変更について準用する。

(国土強靭化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一條 国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靭化基本計画の実施に関する勧告)

第十二條 内閣総理大臣は、国土強靭化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靭化地域計画)

第十三條 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係)

第十四條 國土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(別紙2) 基本計画における「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」

(国土強靭化を推進する上での基本的な方針)

国土強靭化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

i) 国土強靭化の取組姿勢

- ①我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ②短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制のあり方を見据えながら取り組むこと

ii) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間企業等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

iii) 効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること

iv) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ⑯女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ⑰地域の特性に応じて、自然との共生・環境との調和及び景観の維持に配慮すること

(基本的な進め方～P D C A サイクルの徹底～)

「国土の強靭化」は、いわば国のリスクマネジメントであり、

- ①強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

という P D C A サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靭化の取組を推進する。

(特に配慮すべき事項)

- ・総合的な観点による経済社会システムの構築
- ・民間投資の促進
- ・地方公共団体等における体制の構築
- ・BCP／BCM 等の策定の促進
- ・リスクコミュニケーションと人材等の育成
- ・データベース化、オープンデータ化の推進
- ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信
- ・国土強靱化の推進を通じた国際貢献

(別紙3)

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
		1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3-1 優先施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全 3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止 5-6 複数空港の同時被災 5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 5-8 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 6-5 異常湯水等により用水の供給の途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※ 網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

(別紙4) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局一覧

(別紙5) 国土強靭化推進に関する国の取組等

国土強靭化に関する国の取組等につき、以下の項目等に関する情報を内閣官房のホームページにおいて掲載し、充実を図っているところです。

(当該ホームページのアドレスは、

http://www.cas.go.jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/ です。)

[推進体制等]

- 国土強靭化推進本部
- 国土強靭化の推進のための関係府省庁連絡会議
- ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会

[基本計画等]

- 国土強靭化基本計画（平成26年〇月〇日閣議決定）
- 国土強靭化政策大綱（平成25年12月）
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針（平成25年12月）

[関係予算・税制改正等]

- 平成26年度国土強靭化関係予算案の概要（国土強靭化の推進のための平成26年度税制改正の概要を含む）
- 平成25年度補正予算案（国土強靭化関係）の概要
- 国土強靭化地域計画策定モデル調査

[その他]

- 国土強靭化とは